

知らず知らずにまわりへ『迷惑』かけてませんか？

●ペットの飼い主の皆様へ ～動物が苦手な方もいらっしゃいます～



飼い主の中には、ペットのフンをそのまま放置していく方や他人の家の前でオシッコをさせる方がいますが、動物が苦手な方にとってはとても不快なことです。散歩の際はスコップ・ごみ袋等を持ち、まわりの方に不快な思いをさせないよう、ペットのしつけやマナーのご確認をお願いします。

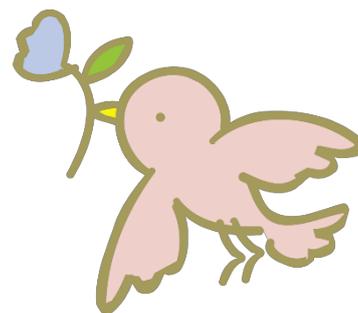
また、放し飼いの苦情や放し飼い等に伴う迷い犬の情報が多くなっております。犬の放し飼いは県条例により禁止されておりますので、散歩中も含めて必ずリード等でつなぐようにしてください。

●野生動物 ～安易な餌やりはやめましょう～

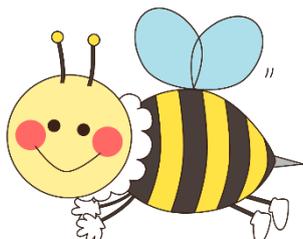
野生動物は自力で餌を捕る力があり、厳しい自然社会の中で日々たくましく生きています。自分で餌を捕り、暑いときは木陰に入り、自分で体温の調整をしながら今も生きています。

かわいいからと、人が餌を与えること、生ごみなど私たち人間が排出したのから餌を得るようになることは、本来の自然の摂理ではなく、餌取りが下手になり自力で生きていく力を失うこととなります。自然に戻ることが難しくなることで、生息場所が変化するとともに、動物を人里に近づけ人間の生活環境にも影響を及ぼします。動物の仲間は人ではなく、動物たちです。仲間たちと自然の中で生息できるよう、野生動物を近づけず距離を保つよう留意して、みなさんで温かくそっと見守っていきましょう。

また、のら猫に餌やりをし、その場所に住み着いて隣近所にフンやオシッコをして迷惑が掛かっているといった苦情が多く寄せられます。「かわいいから」「かわいそうだから」だけで餌やりをするのは動物愛護ではありません。飼う意思のない「餌やり」はやめましょう！



●私有地の管理 ～所有者は責任を持って～



私有地の草木は、所有者が責任を持って管理することとなっております。草が伸びてしまっで見通しが悪い、また害虫の発生や、野生生物が住み着き迷惑しているなどの苦情が聞かれますが、適正に草木を管理することはこれらの発生を防ぐことにつながります。重大な事故などが発生すると、管理責任を問われることも考えられることから、定期的に枝の剪定や草刈りを行うなどの管理をお願いします。

また、虫の駆除（ハチやケムシなどを含む）などで、自分で駆除することが難しい場合には、専門業者に依頼するなどして対応をお願いします。

●不法投棄 ～5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金です～



不法投棄は犯罪です（廃棄物処理法違反）。違反した場合は、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金になります（法人の場合は3億円以下の罰金）。近年、不法投棄の通報が多くなってきています。不法投棄を発見した場合は、警察又は役場住民課環境係（電話019-611-2506）までご連絡ください。また、草などが伸びて不法投棄の発見が遅れないよう、環境美化とあわせ、土地の管理にご協力をお願いします。

●野焼き ～体調不良を訴える方も～

野外焼却は、広い範囲の生活環境に大きな迷惑をかけます。一部の例外を除いて、廃棄物の野外焼却は廃棄物処理法、県条例で禁止されています。野焼きの煙による臭い・火の不始末などのため、毎年多くの苦情が寄せられています。人によってはのどの痛みなど、体調不良を訴える方もいらっしゃいます。例外として野外焼却が認められているものとして、農林漁業のためのやむを得ない焼却や落ち葉その他の一過性の軽微な焼却などがありますが（県条例により、家庭ごみ、廃プラスチック類、ゴム屑、廃油、皮等の焼却は平成16年4月1日から一切禁止）、上記の理由で野焼きを行う場合でも、時間帯やまわりの方への影響、火災防止に十分に配慮しましょう！



また、特に周りに住宅地が近い場合などは、できるだけ通常のごみ収集に出してください。

●ごみの分別 ～分別ルールを守りましょう～

燃やせるごみにカンやビンなどを混ぜて出すなど、ごみの分別ルールを守らない方がいます。ごみの分別がされていないと、ごみ集積所を管理している自治会で分別し直す手間やごみ焼却炉にかかる負担が大きくなり、処理費用が大きくなってしまいます。ごみを出すときは「決められたごみ集積所」に「指定された収集日」に合わせて「午前8時までに」出すようにお願いします！



分別ルールが守られていないごみや収集できないごみが出された場合は、イエローカードを貼り収集しておりませんので、他の集積所利用者に迷惑がかかります。今一度ごみカレンダーの確認をお願いします。また、ごみの収集は盛岡・紫波地区環境施設組合（電話019-697-3835）で適正に収集、処理しています。資源ごみ等の持ち去りはやめましょう。特に最近、他の自治会に住んでいる人がごみ集積所に出すといった苦情が寄せられます。ごみ集積所はその自治会において自らの自治会費等で建設し、自らの責任で管理しております。他の自治会の方が使用することは出来ませんので、自分がどのごみ集積所に出せばよいのか分からない場合は、お住いの自治会長や集合住宅であればその管理会社等に確認して、正しく出しましょう。

●排水は決められた排水場所へ

ご家庭において、車の洗車やその他清掃等で出た排水は、必ず決められた排水場所へ流すように気を付けましょう。田んぼや河川等に流すことは地球環境汚染にもつながります。また、油を流すことも禁止されております。地球環境汚染につながるだけでなく、農作物を作っているご家庭にも迷惑が掛かりますので絶対にやめましょう！

●生ごみダイエットにご協力お願いします

家庭から出るごみには生ごみも多く含まれており、その生ごみの約80%は水分です。生ごみの水を切るだけでごみの量を減らすことができます。生ごみを減らすため「**作りすぎない**」「**食べ残しをしない**」「**生ごみをひと絞りする**」(生ごみダイエット)を一人ひとりが実践することでごみの減量化に繋がります。皆さん生ごみダイエットをしてみませんか。また、生ごみを手で絞ることが苦手な人は、役場で**生ごみ処理機の補助金交付**をしておりますので、この機会にご利用ください。(詳しくは役場HPをご参照ください。)